

徳島県告示第四百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	廃止の届出
合同会社柚葉	美馬市美馬町字中通二三一 番地一	ヘルパーステーションぽっかぽか	吉野川市川島町山田字中須 賀二五一一七	訪問介護	令和七年七月 八日
					令和七年八月 一日
					廃 止